

は し が き

- 1 この組織図は、組織の実態を写した鳥かん図であり、本市における各部局相互の関係、仕事の割り振り、責任と権限などが一目で分かる図表です。

全体の機構に占める自己の位置を知り、関係組織との連携を密にしながらか分担する仕事を遂行することができるとともに、組織外部の人々に対し、組織体の実態を説明するために便利です。

さらに、組織の検討あるいは組織等の運営上の参考となります。

- 2 この組織図には、(1)機構図、(2)機能図、(3)派遣職員等役職者一覧、(4)兼務等組織一覧、(5)令和2年4月1日付組織改正の趣旨を掲載しました。

3 略号等の説明

- (1) 時点 組織及び役職者名は、令和2年6月1日現在です。

- (2) 職種 職員の任用に関する規則別表第1の職種を次の符号により表示しました。ただし、消防職員については、階級を表示しました。

(事)行政職事務	(学)学芸職	(医技)医療技術職	(守)守衛職
(技)行政職技術	(医事)医事職	(看)看護保健職	(学事)学校事務職
(研)研究職	(薬)薬剤職	(清)清掃職	(教員)教育公務員 特例法適用者
(保)保育職	(獣)獣医職	(動)動物飼育職	
(教指)教育指導職	(栄)栄養指導職	(水)水道業務職	
(司)司書職	(衛)衛生職	(運)運輸職	

- (3) 兼務等 組織の役職者が、他の組織を兼務等している場合、原則として斜体で兼務等している組織を表示するとともに、当該兼務等組織には次のように表示し、兼務等組織一覧(278ページ)を掲載することで相互関係を明確にしました。

<兼> 兼務	<併> 併任	<事務取扱>事務取扱	<充> 充て職
--------	--------	------------	---------

- (4) 格付 不分明な職について、職員の任用に関する規則別表第 2 の段階を、組織の枠の左上又は補職名の前に、次の符号により表示しました。

I 局長段階	II 部長段階	III 課長段階	IV 係長段階
--------	---------	----------	---------

なお、次の職の段階は、括弧内の符号に示すとおりです。

監 (I)	参事 (II)	主幹 (III)	主査 (IV)
-------	---------	----------	---------

- (5) 定数 組織の枠の右下又は役職者名の後に原則として予算上の定数を表示しました。
- (6) 電話番号 原則として、組織の枠の左下に () で表示しました。
なお、庁内の電話番号については、局番 (972-) を省略しました。
- (7) 公所の組織数 公所の枠内に () で表示しました。
- (8) 分掌事務 課の係及び事務分掌規程その他の事務分掌関係規程によりますが、「に関すること。」は除きました。

総務局行政改革推進部行政改革推進室、職員部人事課